勤務体系の定義

1．常勤は、その給与または報酬が年によって定められる給与体系で雇用される者をいいます。
ただし、申込者が希望した場合には、MRT の裁量により、当該応募者を非常勤 1(定期)と扱うことができます。

2．非常勤 1(定期)は、毎月 1 日以上定期的に勤務する者で、その給与または報酬が日または時間によって定められる給与体系で雇用される者をいいます。ただし、毎月 1 日以上定期的に勤務する者であっても、申込者が希望した場合には、これらの者を非常勤 2(単発)として雇用することもできます。

3．非常勤 2(単発)は、定期的な勤務を前提としない単発の勤務を行う予定で雇用される者をいいます。

4．非常勤 1(定期)、非常勤 2(単発)の給与または報酬には、基本給のほか、当直手当、オンコール勤務（通常の勤務時間外に病院または診療所の外で呼び出しに備えて待機し、連絡があれば速やかに診療対応する勤務形態）及びインセンティブ（診療実績等に基づく報奨金を含みます。）その他名称を問わず、雇用契約その他申込者と応募者との合意に基づき申込者が応募者に支払う金銭を含みます。ただし、交通費その他の実費弁償、立替金の精算その他これらに類するものは含みません。

5．開業・継承とは、自ら病院もしくは診療所を開設し、または病院もしくは診療所の事業を承継し、当該病院または診療所の開設者となるものをいいます。

6．申込者が、MRT から紹介された人材を常勤または非常勤 1(定期)として雇用し、かつ開設者とした場合には、当該人材は常勤または非常勤 1(定期)及び開業・継承の両方に該当するものとします。かかる場合の紹介手数料は、常勤または非常勤 1(定期)及び開業・継承それぞれの紹介手数料を算出して、より高額な金額とします。

手数料の取り扱いについて

1．申込者は、応募者と雇用契約を締結した場合、または応募者が申込者の希望する病院もしくは診療所の開設者となることが確定した場合(開設届を当局に届け出たことのみならず、開業日を定める書面の締結等をもって開設者となることが確定したものとみなします。)人材紹介の対価として紹介手数料に消費税を加算した金額を、利用規約 4(1)に定める期限までに、MRT の指定する口座に振り込む方法により支払います。なお、振込手数料は申込者の負担とします。また、申込者が求人者と異なる場合には、申込者が求人者から適法な授権を受けて本サービスの利用申込み及び本利用規約への同意を行ったときに限り、求人者は申込者と連帯して、申込者が MRT に対して負担する紹介手数料（消費税相当額を含みます。）及び手数料の取り扱い 6 に基づき MRT に対して負担する金銭債務の支払い義務を負うものとします。

2．申込者と請求先が異なる場合、請求先が本条に基づく連帯保証について書面又は電磁的記録により同意した場合に限り、請求先は、申込者が MRT に対して負担する紹介手数料（消費税相当額を含

みます。）及び手数料の取り扱い 6 に基づき申込者が MRT に対して負担する金銭債務を連帯して保証します。なお、申込者が求人者と異なる場合も同様とし、請求先が書面又は電磁的記録により同意した場合に限り、請求先は、求人者が MRT に対して負担する紹介手数料（消費税相当額を含みます。）及び手数料の取り扱い 6 に基づき MRT に対して負担する金銭債務を連帯して保証します。

3．医師紹介手数料及びコメディカル紹介手数料

(1)申込者がＭＲＴに支払う紹介手数料は、医師紹介又はコメディカル紹介の区分及び勤務体系の区分に応じて、次の各号に定める料率又は金額により算定するものとします。なお、常勤の紹介手数料率が幅で定められている場合は、当該幅の範囲内で申込書に定める率を適用するものとします。

この場合において、常勤の紹介手数料を料率により算定するときの算定基礎となる「理論年収」とは、通勤費を除き、基本給又は基本時給に加えて初年度に支給予定の諸手当を含む収入予定額に、予定賞与額がある場合はこれを加算した額をいい、次の各式により算定した額を適用するものとします。

①医師紹介手数料

ⅰ常勤：理論年収の 20%～30%

ⅱ非常勤 1(定期)：給与又は報酬の 20%～30%もしくは勤務実績に応じた給与または報酬相当額の 15%

ⅲ非常勤 1(定期)健診業務：給与又は報酬の 20%もしくは勤務実績に応じた給与または報酬相当額の 10%

ⅳ非常勤 2(単発)：給与又は報酬の 20%

ⅴ非常勤 2(単発)健診業務：給与又は報酬の 10%

ⅵ開業・継承：300 万円（一律）

②コメディカル紹介手数料

ⅰ常勤：理論年収の 20%～30%

ⅱ非常勤 1(定期)：給与又は報酬の 20%もしくは勤務実績に応じた給与または報酬相当額の 20%

ⅲ非常勤 2(単発)：給与又は報酬の 20%

(2)手数料の取り扱い 3 (1)にいう「勤務実績に応じて算定する場合」の実際に勤務した日の給与又は報酬相当額に係る算定方法は、手数料の取り扱いにて 5 の注記に定めるところによるものとします。

(3)手数料の取り扱い 3 (1)に定める区分（健診業務への該当性を含みます。）及び適用する紹介手数料率又は金額は、申込書の定めに従うものとし、申込書に別段の定めがある場合は、その定めを優先して適用するものとします。

4．申込者は、MRT に書面で通知することにより、当該書面が MRT に到達した後に発生する非常勤 1(定期)の紹介手数料を一括して支払うことができ、この場合、紹介手数料は以下に定める算出方法によって算出される金額とします。

算出方法：

・週単位の勤務の場合･･･一週の勤務回数×52 週×1 日あたりの給与または報酬×当該勤務に適用される紹介手数料率

・月単位の勤務の場合･･･月の勤務回数×12 か月×1 日あたりの給与または報酬×当該勤務に適用される紹介手数料率
・週単位の勤務及び月単位の勤務以外の場合･･･想定勤務回数×1 日当たりの給与または報酬×当該勤務に適用される紹介手数料率

5．応募者が常勤、または非常勤 1（定期）（ただし、手数料の取り扱いについて 4 に基づいて一括で紹介手数料を支払う場合に限ります。）として雇用された後、自己都合により応募者が退職した場合(ただし、退職が申込者の責めに帰すべき事由に基づく場合を除きます。)に、申込者から MRT に書面または電磁的記録による通知があったときには、応募者が実際に勤務を開始した日から退職した日までの期間に応じて、以下に定める金額を紹介手数料から減額することとし、減額後の金額が MRT が既に受領した紹介手数料の金額を下回る場合には、その差額を MRT が申込者または請求先に返還します。

【医師紹介】【コメディカル紹介】
・1 か月未満の場合(勤務開始前に応募者の自己都合により雇用関係が終了した場合を含む)紹介手数料の 100%相当額から、「実際に勤務した日の給与または報酬相当額に係る紹介手数料」を控除した金額
・1 か月以上 3 か月未満の場合紹介手数料の 50%
・3 か月以上 6 か月未満の場合紹介手数料の 25%
注：「実際に勤務した日の給与又は報酬相当額に係る紹介手数料」は、以下の方法により算定します。

≪常勤の場合≫
原則として以下①の算定式によって算出された金額とします。
ただし、申込者が希望し、かつ当該申込者の非常勤の給与体系に関する規程を MRT に示した場合には、②の算定式によって算出された金額とします。
①（年俸÷12 か月÷実際に勤務した日の属する月の本来勤務すべきだった日数）×実際の勤務日数×15%
②同内容の勤務を行う者が非常勤で勤務した場合の申込者の規程上の日当×実際の勤務日数×15%

≪非常勤 1（定期）の場合≫
1 日あたりの給与又は報酬×実際の勤務日数×15%

6．申込者が、応募者を常勤、非常勤 1(定期)または非常勤 2(単発)として雇用する雇用契約を締結した後、または採用決定（内定）を通知した後（採用確認書を取り交わした場合には、その後）に、実際に応募者が勤務する前に、応募者の責めに帰すべき事由によらず、雇用契約が解除され、または採用決定（内定）が取り消されたことにより、雇用契約または採用決定（内定）（これらを総称して「雇用関係」という。）が解消された場合には、申込者（申込者が求人者と異なる場合は求人者を含みます。以下本項において同じ。）は、応募者に対する補償として、雇用関係が解消された時期に応じて、手数料の取り扱い 6 (1)または手数料の取り扱い 6 (2)に定める金額を応募者に雇用関係の解消日以降に支払うものとし、その支払完了後、MRT に報告するものとします。なお、申込

者は、応募者に支払う補償金額に、申込者が MRT に支払う紹介手数料の算定に用いる率（紹介手数料率）を乗じた額を MRT に支払います。また、申込者は、当該金額をＭＲＴからの請求日から 7 営業日以内に支払うものとします。

ただし、本項は、申込者による雇用契約の解除又は採用決定（内定）の取消しの適法性を定めるものではなく、当該適法性並びに申込者が応募者に対して負う法令上の義務の有無及び内容（労働基準法その他の関係法令に基づく義務を含みます。）は、関係法令に従って判断されるものとします。

(1)常勤の場合（「3 か月相当額」とは、理論年収を 12 で除した月額に 3 を乗じた額をいいます。）

①勤務開始予定日から起算して 180 日から 91 日以前に解消した場合：
理論年収の 3 か月相当額の 25%

②勤務開始予定日から起算して 90 日前から 31 日前までに解消した場合：
理論年収の 3 か月相当額の 50%

③勤務開始予定日から起算して 30 日前以降に解消した場合：
理論年収の 3 か月相当額の 100%

(2)非常勤 1 (定期)・非常勤 2(単発)の場合

①勤務開始予定日から起算して 16 日以前に解消した場合：
予定給与または報酬の 25%

②勤務開始予定日から起算して 15 日前から 9 日前までに解消した場合：
予定給与または報酬の 50%

③勤務開始予定日から起算して 8 日前から当日（勤務開始前）までに解消した場合：
予定給与または報酬の 100%

7．申込者の事情によって、採用決定後、勤務条件の変更または給与の減額があった場合は、申込者と MRT が協議の上決定した変更相当額のキャンセルがあったものとみなし、当該変更相当額につき、手数料の取り扱いについて 6 に定めるキャンセル料の支払いを、MRT は申込者に求める事ができるものとします。

8．申込者は、応募者と雇用契約を締結した後（常勤及び非常勤を問いません。）、当該雇用契約（解雇権留保付雇用契約を含む）の締結日から 2 か月以内に応募者の給与または報酬を増額した場合には、増額後の給与または報酬で雇用契約が締結されていたものとみなし、MRT に対して、増額後の給与または報酬に基づいて計算される紹介手数料の額から、既に支払った紹介手数料の額を控除した差額を支払うものとします。

9．申込者は、手数料の取り扱い 6 に定める雇用関係の解消または手数料の取り扱い 7 に定める条件変更等（以下、この規定において「キャンセル等」という。）を行う場合には、次の各号に従い、あらかじめ MRT に通知するものとします。また、申込者は、手数料の取り扱い 8 に定める給与もしくは報酬の増額を行う場合には、当該増額の決定後遅滞なく、次の各号に従い MRT に通知するものとします。なお、利用規約における「解除方法」とは、申込者による当該求人依頼（個別の採用依頼）のキャンセルまたは条件変更に係る通知方法及び到達時点をいい、利用規約自体の解除方法を定めるものではありません。

(1)通知方法は、MRT が提供する申込者用管理画面からの送信または MRT が別途指定する電子メールアドレス宛ての電子メールによるものとし、電話その他口頭の連絡のみでは通知として取り扱わないものとします。

(2)通知は、MRT が手数料の取り扱い 9 (1)の送信内容を受信した時点で到達したものとします。ただし、MRT の営業時間外に到達した通知は、翌営業日の営業開始時刻に到達したものとして取り扱うものとします。

(3)MRT の営業時間は、平日 10 時 00 分から 18 時 00 分までとし、土日祝日及び年末年始その他 MRT が別途定める休業日を除くものとします。

(4)手数料の取り扱い 6 及び手数料の取り扱い 7 における「勤務開始予定日から起算して〇日前」等の期間は、勤務開始予定日（勤務開始予定日時が定められている場合は当該日時）を基準として、MRT への通知の到達時点との関係で判定するものとします。

(5)申込者は、前各号の通知を行うにあたり、少なくとも次に掲げる事項を通知するものとし、当該事項に不足がある場合には、MRT は申込者に対して補正を求めることができるものとします。

①申込者の名称及び担当者名

②対象となる応募者の氏名（又は応募者識別情報）

③勤務開始予定日（又は勤務開始予定日時）

④キャンセル等又は増額の内容及びその予定時期（手数料の取り扱い 7 に該当する場合には変更前後の勤務条件又は予定給与若しくは報酬の内容を、手数料の取り扱い 8 に該当する場合には増額前後の給与又は報酬の額及び適用日を含みます。）

⑤キャンセル等又は増額の理由（雇用関係の解消が手数料の取り扱い 6 に該当する場合には、応募者の責めに帰すべからざる事由である旨を含みます。）

(6)MRT が手数料の取り扱い 9 (5)に基づき補正を求めた場合には、申込者が補正後の内容を通知し、MRT に到達した時点をもって有効な通知の到達時点として取り扱うものとします。

(7)MRT が申込者に対して受領確認の連絡を行わない場合であっても、手数料の取り扱い 9 (2)に定める到達時点の効力には影響しないものとします。

制定日:平成 27 年 4 月 1 日
改定日:令和 7 年 4 月 1 日
改定日:令和 8 年 4 月 15 日